

税金の控除・減免・公共料金の割引

税金の控除・減免

問い合わせ

税務課

TEL 096(293)3117 FAX 096(293)0474

※この税金の控除を受けようとする場合、勤務先または年金の支払者からの報告がない場合は、毎年
の税務署での確定申告または大津町役場での「住民税（町県民税）申告」が必要です。

住民税（町県民税）

問い合わせ

税務課

TEL 096(293)3117 FAX 096(293)0474

障がい者が、12月31日現在、住民税の納税義務者本人または納税義務者の配偶者、扶養家族である場合に、次の額の障害者控除が受けられます。

障がい者に該当される人	特別障がい者に該当される人
(1) 3～6級までの身体障害者手帳を持っている人 (2) B1・B2の療育手帳を持っている人 (3) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人	(1) 1・2級の身体障害者手帳を持っている人 (2) A1・A2の療育手帳を持っている人 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人
所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。 ※ 控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合には、 53万円が控除されます。
本人の合計所得金額が135万円以下であるときは非課税となります。	

※ 所得税の確定申告または、勤務先での年末調整で障害者控除を受けた人は、手続きは不要です。

所得税

障がい者が、12月31日現在において、所得税の納税義務者本人または納税義務者の同一生計控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の障害者控除が受けられます。

障がい者に該当される人	特別障がい者に該当される人
(1) 3～6級までの身体障害者手帳を持っている人 (2) B1・B2の療育手帳を持っている人 (3) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人	(1) 1・2級の身体障害者手帳を持っている人 (2) A1・A2の療育手帳を持っている人 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人
所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。 ※ 控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合には、 75万円が控除されます。

相続税

問い合わせ

菊池税務署

TEL 0968(25)2121

障がい者が相続により財産を取得する場合、手帳の等級に応じて控除が受けられます。

預貯金のマル優制度の利用

郵便局、金融機関の営業所等で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示して、マル優制度の利用に必要な手続きをした場合は、元金350万円を限度として、その利子が非課税となります。ただし、他の資格でこの制度を利用されている場合は適用されません。

自動車税・軽自動車税の減免

軽自動車税

問い合わせ

税務課

TEL 096(293)3117

FAX 096(293)0474

自動車税

問い合わせ

県北広域本部 課税課

TEL 0968(25)4124



減免の対象となる障害者手帳の範囲

療育手帳

A1・A2

精神障害者保健福祉手帳

1級

身体障害者手帳

視覚障がい	1～3級、4級の1
聴覚障がい	2・3級
平衡機能障がい	3級
音声機能障がい	3級（喉頭摘出によるものに限る）※障がい者本人の運転に限る
肢体不自由	●上肢 1級、2級の1、2級の2 ●下肢 1～6級 ※4～6級は障がい者本人の運転に限る 7級該当障がい者が2つ以上の場合はお問い合わせください。 ●体幹 1～3級、5級 ※5級は障がい者本人の運転に限る ●乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい 上肢機能 1・2級（一上肢のみの機能障害を除く） 移動機能 1～6級 ※3級のうち一上肢のみの機能障がい及び4～6級は障がい者本人の運転に限る。
内部障がい	1～3級

※ 減免は、個別の障がいの等級によって判断しますので、身体障害者手帳の等級が、複数の障がいを併せて該当する等級となっている場合には、減免の対象とならないことがあります。

※ 自動車を取得したとき、障害者手帳を取得したときや等級が変わったときに、該当するかどうかについておたずねください。

有料道路通行料の割引

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

NEXCO 西日本

TEL 045(477)1233



対象者	対象となる自動車の範囲	割引率
身体障害者手帳を持っている人	身体障がい者本人が運転する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの	通常料金の5割引
第1種の身体障害者手帳またはA1・A2の療育手帳を持っている人	介護者が運転し障がい者が同乗する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの	

ETCを利用する場合は1台登録が必要ですが、ETCを利用しない場合は車の登録は不要です。レンタカー、知人の車、代車、タクシー（道路介護の人）福祉有償運送車両（道路介護の人）での通行の際も利用できます。

トラック、営業用自動車は該当しません。ETCを登録する人は、オンラインの申請も可能です。

URL : <https://www.expressway-discount.jp>

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 車検証（車の登録をする場合）
- 免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ETC利用者の人は、ETCカード（本人名義。18歳未満の場合は保護者名義で可）
- ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）もお持ちください。

税金の控除・減免・公共料金の割引

ほうそうじゅしんりよう げんめん
NHK 放送受信料の減免

とあ 問い合わせ

ふくし か 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



ぜんがくめんじよ 全額免除	はんがく 半額免除
● 障がい者（身体・知的・精神）が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合	● 視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合 ● 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳をお持ちの障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合

申請方法

福祉課に申請書があります。手帳と印鑑を持参して、申請書証明欄に証明を受けた後、NHK放送局へご提出ください。

※なお、毎年減免要件の調査があり、免除の要件から外れた場合は、通常料金となります。

受信料に関する問い合わせ

NHKふれあいセンター

TEL 0570(077)077

けいたいでん わ わりびき
携帯電話の割引

とあ 問い合わせ

りよう けいたいでん わかいしゃ
利用の携帯電話会社

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、携帯電話の割引を受けることができます。割引率は各携帯電話会社で異なります。利用は事前の申し込みが必要となりますので、ご利用の携帯電話会社にお尋ねください。

りょかくうんちん わりびき 旅客運賃の割引



- JR 運賃 うんちん しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう も ひと てちょう ていじ つぎ わりびき
身体障害者手帳または療育手帳を持っている人は、手帳を提示されると次の割引があります

種別	対象者	乗車券種別	割引率
第1種	てちょう も ひと かたち 101km 以上の区 間を単独で利用される人	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券	わりびき 5 割引
	てちょう も ひと かいごしゃ めい 手帳を持っている人と介護者1名	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券 かいすうしょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゆうこうけん 普通急行券 てい き しょうしゃけん 定期乗車券	
第2種	てちょう も ひと かたち 101km 以上の区 間を単独で利用される人	ふつうしょうしゃけん 普通乗車券	
	さい み まん てちょう も ひと かいごしゃ めい 12 歳未満で手帳を持っている人と介護者1名	てい き しょうしゃけん 定期乗車券	

※ 割引対象かどうかは、利用前に JR 窓口にご確認ください。



バス運賃

対象者	割引内容	手続き内容
● 第1種の身体障害者手帳または療育手帳を持っている人	ほんにん かいごしゃ わりびき 本人・介護者ともに5割引	しょうしゃりようきん し はら まどぐち 乗車料金支払い窓口・ しゃない てちょうていじ 車内で手帳提示
● 第2種の身体障害者手帳を持っている人	ほんにん わりびき 本人のみ5割引	
● 精神障害者保健福祉手帳を持っている人		

タクシー運賃

対象者	割引内容	手続き内容
● 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人	わりびき 1 割引	しゃない てちょうていじ 車内で手帳提示

航空運賃

対象者	割引内容	問い合わせ先
● 身体障害者手帳を持っている人と介護者1名	かくこうくうがいしゃ こと 各航空会社により異なる	かくこうくうがいしゃ かくこうくうけんはつばい 各航空会社航空券発売窓口
● 割引対象者の証明印がある療育手帳を持っている人と介護者1名		
● 精神保健福祉手帳を持っている人と介護者1名		

※ 割引率は各航空会社・路線で異なります。また、利用者の健康状態により、付添い人あるいは、書類等が必要になる場合がありますので、利用にあたっては、各航空会社にお尋ねください。